

和解及び損害賠償の額を定めることの委任専決処分について

1 委任専決事項

交通事故の損害賠償請求事件について和解し、その額を定めること。

2 委任専決年月日

令和 8 年 7 月 21 日（火）

3 損害賠償額

166万4,600円

4 概要

(1) 原告ら

兵庫県明石市

医療法人社団ししだ眼科クリニック 外 1 名

(2) 訴訟の原因となった交通事故

令和 4 年 4 月 15 日（金）午前 8 時 15 分頃、兵庫県明石警察署（以下「明石署」という。）員は、交通事故対応のため、交通事故処理車を明石市明南町 1 丁目 3 番 1 号所在の原告ら店舗駐車場に駐車する際、後方不注意により同店舗の外壁 2 面に接触し、外壁の一部を破損させた（以下「本件損害」という。）。

本件損害箇所の修理方法について、原告らは全面張り替え、明石署は部分補修を主張し、折り合いがつかないまま、令和 5 年 4 月から同年 5 月にかけて、原告らは、外壁 2 面を全面張り替えにより修理した（以下「本件修理」という。）。

なお、本県事故後の令和 4 年 12 月、訴外会社の車両が、当該外壁 2 面中の 1 面の別箇所に接触し、外壁の一部を破損させる別件事故が発生した。

(3) 訴訟の提起

令和 7 年 3 月、原告らは、本件損害にかかる修理は、安全性等の観点から「全面張り替え」により行う必要があったなどとして、兵庫県に対し、修理費用、修理期間中の休業損害等計 393 万 680 円の支払を求める訴訟を提起した。

同年 6 月、兵庫県は、訴外会社にも賠償責任があるとして、同社に訴訟告知を行ったが、同社は本件訴訟に参加しなかった。

5 和解の経緯

令和 8 年 6 月、神戸地方裁判所明石支部から和解案（責任割合を兵庫県 75 パーセント、訴外会社 25 パーセントとし、兵庫県は、原告医療法人に対し 146 万 2,800 円、原告会社に対し 20 万 1,800 円を支払う。※支払総額 166 万 4,600 円）の提示があり、原告らがこれに応じる意向を示し、和解案の内容も妥当であったことから、兵庫県はこれに応じて和解した。